

静岡県告示第54号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年2月3日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年2月3日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	富士由比線	富士市柚木字見六町 243番の7から 富士市岩淵字塘内 985番の18まで	前	㊶ 9.4~34.2	1,503.0
		富士市柚木字見六町 240番地先から 富士市木島字南山 562番の1地先まで		㊷ 4.8~44.4	2,672.3
		富士市柚木字見六町 243番の7から 富士市岩淵字塘内 985番の18まで	後	㊶ 9.4~34.2	1,503.0
		富士市柚木字見六町 240番地先から 富士市岩淵字湯坂 996番の9地先まで		㊷ 4.8~44.4	4,463.1

備考 ㊶及び㊷は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。